

10人槽以下の浄化槽 管理者の皆様へ

浄化槽管理者様には
公共用水域等の水質を
保全するため、法定検査の
受検が義務付けられています。

法定検査は
浄化槽の保守点検や
清掃が適正に実施され、
浄化槽が正常に機能しているか
を確認するため、**1年に1回**
受検が必要な検査です。

受けましょう 浄化槽法定検査



法定検査受検手続き
お問い合わせ先

公益社団法人

広島県浄化槽協会

〒735-0027

広島県安芸郡府中町千代8-8

TEL:082-569-5540

FAX:082-569-5541

HP:<https://www.hirojoukyou.jp/>

